定期保険特約（Ｈ25）目次

（平成26年４月改定）

この特約の主な内容

１　総　則

第１条　特約の締結
第２条　特約の責任開始期
第３条　特約の保険期間および保険料払込期間
第４条　中途付加の場合の保険料の計算

２　保険金の支払

第５条　保険金の支払
第６条　特約保険料の払込免除
第７条　保険金の請求手続、支払の時期および場所

３　告知義務および特約の解除

第８条　告知義務
第９条　告知義務違反による解除
第10条　重大事由による解除

４　保険料の払込

第11条　特約保険料の払込
第12条　払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第13条　特約の失効・消滅
第14条　特約の復活
第15条　特約保険料の自動貸付

５　社員配当金

第16条　社員配当金

６　特約の解約および払戻金

第17条　特約の解約
第18条　特約の払戻金

７　特約の内容の変更・その他

第19条　特約の保険金額の減額
第20条　特約の保険期間の変更
第21条　特約の復帰
第22条　特約の更新
第23条　他の個人保険契約加入の取扱
第24条　特別条件の適用
第25条　特約付主契約の延長保険金額
第26条　契約内容の登録
第27条　管轄裁判所
第28条　主約款の規定の準用

８　特　則

第29条　終身保険契約に付加する場合の特則
第30条　個人年金保険契約等に付加する場合の特則
第31条　保険料一時払の特約の場合の特則
第32条　５年ごと利差配当付終身保険契約等に付加する場合の特則
第33条　５年ごと利差配当付積立型介護保険契約等に付加する場合の特則

別表１　請求書類

定期保険特約（Ｈ25）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が死亡しまたは所定の高度障害状態になったときに、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

この特約を主たる保険契約の締結時に付加したときは、契約日からこの特約の保険期間の満了する日までの期間を高額保障期間といい、保険契約者の選択により設定します。

１　総　則

（特約の締結）

第１条　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。

２　前項の規定にかかわらず、主契約の契約日後、契約者から申出があった場合には、会社は、新たにこの特約に対する告知を求め、会社の定める基準に基づいて被保険者の選択を行なったうえ、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。

３　前項の規定により、この特約を主契約に付加したときは、この特約に関する次の各号に定める事項を保険証券に表示するものとし、新たな保険証券は発行しません。

（1）被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
（2）特約の種類
（3）保険期間
（4）特約保険金額
（5）保険料
（6）中途付加日
（7）保険証券に表示した年月日

（特約の責任開始期）

第２条　この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前条第２項の規定によりこの特約を締結する場合には、会社は、次の各号の時から特約上の責任を負います。
（1）会社がこの特約の付加を承諾して、この特約の第１回保険料として会社の定めた金額を受け取った時
（2）この特約の第１回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、第１回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

（特約の保険期間および保険料払込期間）

第３条　この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で契約者の指定により定めるものとします。

（中途付加の場合の保険料の計算）

第４条　第１条（特約の締結）第２項の規定によりこの特約を中途付加する場合、この特約の保険料は次の各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）における被保険者の年齢および中途付加基準日からこの特約の保険期間満了の日までの期間に基づいて定めます。なお、主契約の契約日が平成19年４月１日以前の場合には、中途付加する特約の保険料の計算に用いる被保険者の年齢は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、満年で計算し１年未満の端数を切り捨てるものとします。
（1）この特約の責任開始の日の直前の主契約の年単位の契約応当日
（2）この特約の責任開始の日と主契約の年単位の契約応当日が一致するときはその応当日

２　保険金の支払

（保険金の支払）

第５条　この特約の死亡保険金または高度障害保険金（以下「保険金」といいます。）の支払は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	保険金受取人 主契約の死亡	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき （1）この特約の責任開始（復活または復帰が行なわれた場合には、最後の復活または復帰の際の責任開始とします。以下同じ。）の日から起算して２年以内の被保険者の自殺 （2）契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意 （3）戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、特約の責任開始の時以後の原因によって、主約款に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき この場合、責任開始の時前にすでに生じていた障害状態に、責任開始の時以後の傷害または疾病（責任開始の時前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	特約保険金額	被保険者（主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者）	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態に該当したとき （1）被保険者の故意または重大な過失 （2）契約者の故意 （3）主契約の高度障害保険金の受取人が別に定められているときは、その者の故意 （4）被保険者の犯罪行為 （5）戦争その他の変乱

２　被保険者が生死不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約の死亡保険金を支払います。
３　被保険者の死亡または高度障害状態が特約の保険金の受取人の故意によって生じた場合でも、その保険金の受取人が特約の保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の特約の保険金の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を契約者に支払います。
４　被保険者の死亡または高度障害状態が戦争その他の変乱によって生じた場合でも、その原因によって死亡しまたは高度

障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は保険金を全額または削減して支払います。

5　免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、保険料払込期間中はこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した責任準備金を契約者に支払います。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。

6　特約の保険期間満了の日に、高度障害状態のうち回復の見込がないことが明らかでないために特約の高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして、特約の高度障害保険金を支払います。ただし、契約者または高度障害保険金受取人は、この特約の保険期間中に、回復の見込がないことを除いて高度障害状態に該当したことを会社に通知してください。

7　会社が、この特約の高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。

8　被保険者の高度障害状態の原因の発生がこの特約の責任開始の時前であるため、高度障害保険金が支払われない場合で、主契約の高度障害保険金が支払われるときは、被保険者が高度障害状態になった時から消滅するこの特約の責任準備金を被保険者（主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者）に支払います。

9　第７条（保険金の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、第５項および前項の場合に準用します。

10　被保険者が高度障害状態になった場合でも、この特約の高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときは、高度障害状態にならないで死亡したものとして取り扱います。

11　この特約の保険金の受取人を第１項に定める者以外の者に変更することはできません。

12　被保険者が、この特約の責任開始の時前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始の時以後に高度障害状態に該当した場合でも、会社が、この特約の締結、復活または復帰の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始の時以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

（特約保険料の払込免除）

第６条　この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

（保険金の請求手続、支払の時期および場所）

第７条　契約者または保険金の受取人は、保険金の支払事由が発生したことを知った場合には、すみやかに会社に通知してください。

2　支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく別表１に定める必要書類を提出して、保険金を請求してください。

3　主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

3　告知義務および特約の解除

（告知義務）

第８条　この特約の締結または復活もしくは復帰の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第９条　契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2　会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。

3　前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の保険金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに保険金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

4　前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除をします。

5　本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。

6　本条の規定によってこの特約を解除した場合に第18条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

7　会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除を行なうことができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
(2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
(3) 保険媒介者が、前条の告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
(4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて１ヵ月を経過したとき。
(5) この特約の責任開始の日から起算して２年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。

8　前項第２号および第３号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第10条　会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
(1) 契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この特約の保険金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
エ．契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(4) 主契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2　会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。

3　前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第１項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除事由によるこの特約の保険金（第１項第３号のみに該当した場合で、第１項第３号アからオまでに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに保険金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

4　本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。

5　本条の規定によってこの特約を解除した場合に第18条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

6　前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第３項の規定を適用しこの特約の保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を契約者に支払います。

4　保険料の払込

（特約保険料の払込）

第11条　この特約の保険料は、第１条（特約の締結）第２項によりこの特約を中途付加する場合の第１回保険料を除いて、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。

2　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第12条　保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が発生した場合は、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

（特約の失効・消滅）

第13条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

２　主契約が払済保険もしくは延長保険に変更されたとき、または主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

３　主契約の保険料の払込が免除される場合で、その原因がこの特約の締結前であるためこの特約の保険料の払込が免除されないときは、この特約は主契約の保険料払込免除事由の発生時から消滅するものとします。この場合には、保険証券に表示します。

（特約の復活）

第14条　主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

２　会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約保険料の自動貸付）

第15条　主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過したときには、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。

２　前項の場合には、第18条（特約の払戻金）のこの特約の払戻金を主契約の払戻金に加えてその取扱をします。

５　社員配当金

（社員配当金）

第16条　この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用し、主契約の社員配当金に加えて支払います。

６　特約の解約および払戻金

（特約の解約）

第17条　契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

２　前項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に表示します。

（特約の払戻金）

第18条　この特約が、この特約の保険期間中に効力を失うか、解約もしくは解除されたときまたは第13条（特約の失効・消滅）第２項もしくは第３項の規定によって消滅したときは、会社は、保険料払込期間中はこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した払戻金を契約者に払い戻します。

２　主契約を払済保険もしくは延長保険に変更する場合は、前項のこの特約の払戻金を主契約の払戻金に加えて取り扱います。

３　本条の規定によりこの特約のみの払戻金が支払われた場合には、保険証券に表示します。

７　特約の内容の変更・その他

（特約の保険金額の減額）

第19条　契約者は、いつでも将来に向かってこの特約の保険金額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の保険金額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

２　主契約の保険金額が減額され、主契約の保険金額に対するこの特約の保険金額の割合が、会社の定める限度をこえるときは、その限度を満たす範囲までこの特約の保険金額を減額するものとします。

３　本条の規定によってこの特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

４　第１項または第２項の規定によってこの特約の保険金額を減額した場合には、保険証券に表示します。

（特約の保険期間の変更）

第20条　この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。

２　主契約の保険期間および保険料払込期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険料払込期間まで短縮されるものとします。

３　前項の規定によってこの特約の保険期間が短縮された場合には、保険証券に表示します。

（特約の復帰）

第21条　契約者は、第19条（特約の保険金額の減額）第１項の規定によりこの特約を減額してから２年以内であれば、別表１に定める必要書類を会社に提出して、元の保険金額へ復帰の請求をすることができます。

２　減額された主契約について元の保険金額へ復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第19条第２項の規定によって減額したこの特約の保険金額も同時に元の保険金額へ復帰の請求があったものとします。

３　払済保険または延長保険に変更された主契約について元の保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条（特約の失効・消滅）第２項の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

4　会社がこの特約の復帰を承諾した場合は、主約款の復帰の規定を準用して取り扱います。
5　本条の規定によってこの特約を復帰した場合には、保険証券に表示するものとし、新たな保険証券は発行しません。

（特約の更新）

第22条　この特約の保険期間満了の日が次の各号に定める日前にある場合、契約者が、この特約の保険期間満了の日の２ヵ月前までにこの特約を更新して継続しない旨会社の本社に書面をもって通知しない限り、この特約の保険期間満了の日の翌日に、この特約は、更新して継続されます。

(1) 主契約が養老保険契約、生存給付金付定期保険契約、５年ごと利差配当付養老保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合
　主契約の保険料払込期間満了の日。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、主契約の保険期間満了の日

(2) 主契約が終身保険契約または５年ごと利差配当付終身保険契約の場合
　主契約の保険料払込期間満了の日。ただし、主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日

(3) 主契約が個人年金保険契約、生存保障重点型個人年金保険契約または５年ごと利差配当付新個人年金保険契約の場合
　主契約の保険料払込期間満了の日

(4) 主契約が５年ごと利差配当付積立型介護保険契約または５年ごと利差配当付新積立型介護保険契約の場合
　主契約の第１保険期間満了の日

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新できません。

(1) この特約の最終の保険料が払い込まれていないとき。

(2) 主契約に特別条件特約が付加され、この特約に年増法もしくは特別保険料領収法による条件が付けられているとき、または保険金削減支払法による条件が付けられておりその削減期間が満了していないとき。

3　更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、次の各号の場合には、保険期間の変更を取り扱います。

(1) 更新後のこの特約の保険期間を更新前の保険期間と同一とした場合に、更新後のこの特約の保険期間満了の日が第１項各号に定める日をこえることとなるときは、更新後のこの特約の保険期間を第１項各号に定める日まで短縮して更新します。

(2) 更新後次回更新する場合にこの特約の保険期間が前号の規定により５年未満となるときは、この特約の保険期間は、その更新日から第１項各号に定める日までとします。

4　前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。

5　特約の更新日は特約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。なお、主契約の契約日が平成19年４月１日以前の場合には、更新後の特約の保険料の計算に用いる被保険者の年齢は、主約款の規定にかかわらず、満年で計算し１年未満の端数を切り捨てるものとします。

6　更新後のこの特約の第１回保険料は、特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 第12条（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）および主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用します。

(2) 第15条（特約保険料の自動貸付）の規定にかかわらず、保険料の自動貸付の規定は適用しません。

7　前項の更新保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。

8　この特約が更新された場合には、次の各号により取り扱います。

(1) 高度障害保険金の支払および特約保険料の払込免除に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(2) 更新後のこの特約には、更新日の特約条項および保険料率を適用します。

9　この特約の更新の際、契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険金額を変更することができます。この場合、契約者は、この特約の保険期間満了の日の２ヵ月前までに会社に申し出てください。

10　この特約が更新されたときは、会社は、次の各号に定める事項を記載した更新通知書を発行し、保険証券は発行しません。

(1) 会社名

(2) 契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

(4) 更新した特約の種類

(5) 更新後の特約の保険期間

(6) 更新後の特約の保険金額

(7) 更新後の保険料およびその払込方法

(8) 更新日

（他の個人保険契約加入の取扱）

第23条　この特約の保険期間が主契約の保険期間より短い場合には、契約者は、この特約の保険期間満了の日から１ヵ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める保険種類の範囲内で、この特約の被保険者であった者を被保険者とする他の個人保険契約に加入することができます。ただし、この特約が次の各号のいずれかに該当する場合には、この取扱はしません。

（1）新たに加入する時の被保険者の年齢が会社の定める範囲外であるとき。

（2）第６条（特約保険料の払込免除）の規定により保険料の払込が免除されているとき。

（3）主契約に特別条件特約が付加され、この特約に年増法もしくは特別保険料領収法による条件が付けられているとき、または保険金削減支払法による条件が付けられておりその削減期間が満了していないとき。

２　前項の他の個人保険契約の死亡保険金額は、この特約の保険金額を限度とし、保険期間は、この特約の保険期間満了の日の翌日から主契約の保険期間満了の日までの範囲内で定めるものとします。

（特別条件の適用）

第24条　主契約と同時にこの特約を締結する場合、主契約に特別条件特約が付加されるときは、主契約の条件と同じ条件がこの特約にも適用されます。

（特約付主契約の延長保険金額）

第25条　この特約を付加した主契約を延長保険に変更する場合、延長保険金額は、主契約の死亡保険金額とこの特約の保険金額との合計額の範囲内で定めます。

（契約内容の登録）

第26条　会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

（1）契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

（2）特約の死亡保険金の金額

（3）契約日（復活、復帰または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または特約の中途付加の日とします。以下、第２項において同じとします。）

（4）当会社名

２　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

３　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

４　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

５　各生命保険会社等は、契約日（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

６　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

７　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

８　契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

９　第１条（特約の締結）第２項の規定によりこの特約を中途付加する場合、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加の日から５年間（特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の中途付加の日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

10　第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

（管轄裁判所）

第27条　この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準

用します。

（主約款の規定の準用）

第28条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

8　特　則

（終身保険契約に付加する場合の特則）

第29条　この特則は、この特約を終身保険契約に付加する場合に適用します。

2　第20条（特約の保険期間の変更）第２項の規定中、「主契約の保険期間および保険料払込期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えます。

3　この特約の保険料の払込方法が一時払のときは、第20条第２項および前項の規定は適用しません。

4　主契約が介護保障または年金支払へ移行する場合は、移行日以後次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部が介護保障または年金支払へ移行するときは、この特約は消滅するものとします。

(2) 主契約の一部が介護保障または年金支払へ移行する場合、移行後の主契約の保険金額に対するこの特約の保険金額の割合が会社の定める範囲をこえるときは、その限度を満たす範囲までこの特約の保険金額を減額するものとします。

(3) 前２号の規定によりこの特約が消滅または減額したときは、会社は、第18条（特約の払戻金）の払戻金を移行後の特約の原資に充当します。

(4) 第２号の規定によりこの特約の保険金額を減額したときは、保険証券に表示します。

5　主契約の保険料払込期間が終身の場合に主契約が一時払へ移行したときは、この特約は消滅します。この場合には、保険証券に表示します。

（個人年金保険契約等に付加する場合の特則）

第30条　この特則は、この特約を個人年金保険契約、生存保障重点型個人年金保険契約または５年ごと利差配当付新個人年金保険契約に付加する場合に適用します。

2　第５条（保険金の支払）第１項の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。

3　第７条（保険金の請求手続、支払の時期および場所）第３項の規定中、「保険金支払の時期および場所」とあるのは、「年金等の支払の時期および場所」と読み替えます。

4　第13条（特約の失効･消滅）第２項、第18条（特約の払戻金）第２項および第21条（特約の復帰）第３項の規定中、「払済保険」とあるのは、「払済年金保険」と読み替えます。

5　第19条（特約の保険金額の減額）第２項および第21条第２項の規定中、「保険金額」とあるのは、「基準年金年額」と読み替えます。

6　第20条（特約の保険期間の変更）の規定中、「主契約の保険期間および保険料払込期間」とあるのは、「主契約の保険料払込期間」と読み替えます。

7　主契約とこの特約の保険料の払込方法が一時払のときは、第22条（特約の更新）および第31条（保険料一時払の特約の場合の特則）第４項の規定は適用しません。

（保険料一時払の特約の場合の特則）

第31条　この特則は、この特約の保険料の払込が一時払の場合に適用します。

2　第６条（特約保険料の払込免除）および第13条（特約の失効・消滅）第３項の規定は適用しません。

3　第２条（特約の責任開始期）、第11条（特約保険料の払込）および第22条（特約の更新）の規定中、「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

4　特約の更新の取扱は、第22条の規定のほか次のとおり取り扱います。

(1) 主契約について保険料の払込免除の規定が適用されているときは、この特約の更新は取り扱いません。

(2) 第22条第６項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込方法が一時払のときは、この特約の一時払保険料は、特約の更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第12条（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）および主約款に定める年払契約の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。

(3) 前号の一時払保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。

(4) 第１号の規定にかかわらず、契約者から申出があり会社が認めたときは、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、契約者は、この特約の更新保険料を払い込んでください。本号の規定によるこの特約の更新保険料の払込については、前２号の規定を準用します。

(5) 主契約の保険料払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合、この特約の更新の際に契約者から特に申出がない限り、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約と同一の払込方法（回数）に変更されたものとして取り扱います。

(6) 前号の規定により、この特約の保険料払込方法（回数）を変更した場合、特約の更新前の原因により更新後の保険期間中にこの特約の保険料の払込免除事由に定める状態に該当したときは、この特約の保険料払込方法の変更はなかった

ものとして取り扱います。

5　主契約の保険料について、保険料の自動貸付の規定が適用される場合は、この特約の払戻金を主契約の払戻金に合算してその取扱をします。

（５年ごと利差配当付終身保険契約等に付加する場合の特則）

第32条　この特則は、この特約を５年ごと利差配当付養老保険契約、５年ごと利差配当付終身保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合に適用します。

2　第19条（特約の保険金額の減額）第２項および第21条（特約の復帰）第２項の規定は適用しません。

3　この特約を５年ごと利差配当付終身保険契約に付加する場合は、第29条（終身保険契約に付加する場合の特則）の規定を適用します。ただし、この場合、次のとおり取り扱います。

(1)「終身保険契約」とあるのは「５年ごと利差配当付終身保険契約」と読み替えます。

(2) 第29条第４項第２号および第４号の規定は適用しません。

（５年ごと利差配当付積立型介護保険契約等に付加する場合の特則）

第33条　この特則は、この特約を５年ごと利差配当付積立型介護保険契約または５年ごと利差配当付新積立型介護保険契約に付加する場合に適用します。

2　第５条（保険金の支払）第８項の規定中、「主契約の高度障害保険金が支払われるとき」とあるのは「主契約の災害高度障害保険金が支払われるとき」と読み替えます。

3　第７条（保険金の請求手続、支払の時期および場所）第３項の規定中、「保険金支払の時期および場所」とあるのは「保険金等の支払の時期および場所」と読み替えます。

4　第13条（特約の失効・消滅）第３項の規定中、「この特約の保険料の払込が免除されないとき」とあるのは「この特約の保険料の払込が免除されないときまたは高度障害保険金が支払われないとき」と読み替えます。

5　第19条（特約の保険金額の減額）第２項および第21条（特約の復帰）第２項の規定は適用しません。

6　第24条（特別条件の適用）の規定にかかわらず、特別条件特約の保険金削減支払法はこの特約のみに適用されます。

7　第25条（特約付主契約の延長保険金額）の規定中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「変更日における主契約の死亡給付金額」と読み替えます。

8　この特約を５年ごと利差配当付新積立型介護保険契約に付加した場合で、主契約が年金支払へ移行するときは、移行日以後次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部が年金支払へ移行するときは、この特約は消滅するものとします。

(2) 前号の規定によりこの特約が消滅したときは、会社は、第18条（特約の払戻金）の払戻金を移行後の特約の原資に充当します。

別表１　請求書類

	項　　目	必　　要　　書　　類
1	死亡保険金の支払 （第５条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 主契約の死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
2	高度障害保険金の支払 （第５条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 主契約の高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
3	特約の払戻金の支払 （第18条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
4	特約の保険金額の減額 （第19条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

5	特約の復帰 （第21条）	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑登録証明書 （3）会社所定の告知書（ただし、会社が必要と認めたときは、会社の指定した医師の診断書） （4）保険証券
（注）会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		